

## 平成 31 年度（2019 年度）認知症施策事業

## 1 知識の普及と理解の促進

- (1) 認知症ケアパスの普及・認知症ガイドの配布
  - ・ 認知症の状態に応じた医療・介護サービス利用などの流れを示した「認知症ケアパス」と認知症に関する相談機関などを掲載した「認知症ガイド」を時点修正するとともに、より利用しやすいよう、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）と協議しながらガイドブック形式に見直す。
- (2) 軽度認知障害（MC I）スクリーニングテストの実施
  - ・ MC I の早期把握により介護予防活動や早期診断につなげるほか、認知症の正しい知識の普及啓発を行う。（実施方法：コールセンター方式 600 件，対面式 200 件）
- (3) 若年性認知症への理解の促進
  - ・ 認知症高齢者と同様に相談対応し、適切なサービス・制度の利用や相談機関につなぐなどの支援を行うほか、ケアパス・ガイドの見直しの中で、経済的支援などの記載を検討する。

## 2 認知症の人と家族への支援体制の強化

- (1) 認知症サポーター養成事業
  - ・ 認知症サポーターを養成（1,500 人）するとともに、養成したサポーターの能力・意欲を地域での支援活動に生かすための方策について検討する。
- (2) 認知症カフェの地域展開
  - ・ 地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）による認知症カフェ開催を推進するほか、カフェを効果的に企画・運営できるよう研修会を開催する。
- (3) 認知症地域支援推進員の配置
  - ・ 認知症の人やその家族への相談支援や支援体制の構築を行う「認知症地域支援推進員」を市・包括に配置する。 ※市（高齢・東部）に 4 人，包括は全センターに配置済
- (4) 認知症関連団体支援事業
  - ・ 認知症予防の自主グループへの活動支援（職員派遣等），家族会への活動・財政支援など

## 3 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進

- (1) 認知症相談の実施
  - ・ 認知症ガイド掲載の相談機関  
市～高齢福祉課，亀田福祉課，東部保健事務所の 3 課  
その他～10 包括，3 疾患医療センター，社会福祉協議会，認知症の人を支える会，北海道若年認知症の人と家族の会，12 医療機関
- (2) 認知症初期集中支援チームの配置
  - ・ H30 年度と同様，市（高齢・東部）・10 包括・3 疾患医療センターで編成し活動する。
- (3) 函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム
  - ・ 行方不明の認知症高齢者等の情報を市の ANS IN メールで配信し検索協力を呼びかけるほか，保護情報による家族支援などを行う。

## 4 成年後見制度の利用促進

- (1) 成年後見センターの設置・運営
  - ・ 支援対象者の状況に応じ，多職種（多機関）が連携する「地域連携ネットワーク」を構築し，その中核機関を成年後見センターが担うための協議を進める。  
（双方の役割：制度の普及啓発，相談支援，利用促進・調整，後見人支援，不正防止）
- (2) 市民後見人の養成
  - ・ 市民後見人候補者登録をしている方へのフォローアップ研修を開催する。
- (3) 成年後見制度利用支援事業
  - ・ 身寄りがない等の認知症高齢者等の市長申立て，費用負担が困難な方への申立費用・後見人等への報酬費用を助成する。

## 5 家族介護者への支援

### (1) 家族介護者の交流事業（一般・男性）

- ・ 要介護高齢者等の家族介護者を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流により心身の元気回復を図る。（年2回開催，定員各50人）
- ・ 要介護高齢者等の男性家族介護者の悩み，不安，介護負担を介護者相互の交流を通じ，精神的な不安の解消を図る。（年6回開催，定員各20人）

### (2) 介護マーク配付事業

- ・ 認知症の人の家族介護者が，トイレの付き添い時，女性用下着の購入時などに偏見や誤解を受けることがないように，介護者であることを周囲に知らせる「介護マーク」を周知および配付する。

### (3) 家族介護支援員の配置

- ・ 窓口・電話・訪問等による介護の悩み・心配ごとの相談対応，各種サービス・制度の利用調整など，家族介護者のストレス緩和や介護負担の軽減を図る。
- ・ 介護サービスを利用していない要介護（1～5）認定者の家族に，電話で介護状況の確認を行い，相談等に対応する。 ※高齢福祉課に2人配置（保健師など専門職）